



みんなで盛り上げよう！

「肥前やきもの圏」企画提案事業【事業プラン実施要領】

1. 事業名

令和2年度「肥前やきもの圏」企画提案事業

2. 事業実施目的

日本遺産「日本磁器のふるさと肥前」の認定自治体8市町（佐賀県唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町、長崎県佐世保市、平戸市、波佐見町）のやきもの文化を代表とする各地域の特徴的な魅力（文化観光資源）について、圏内外の多くの方々に体感し、楽しんでもらうことで、「肥前やきもの圏」独自の文化ツーリズムの促進を図ります。

これに向けて「肥前窯業圏」活性化推進協議会（以下、「協議会」）、圏域内外の事業者・団体等が一体となってコンテンツ（商品、サービス等）の充実に取り組むことを目的とします。

- ◆主催者：「肥前窯業圏」活性化推進協議会
- ◆事務局：佐賀県文化・スポーツ交流局文化課
長崎県県北振興局商工観光課

3. 事業プラン実施期間

採択された事業プランは、採択を受けた日から令和3年2月14日（日）までを実施期間といたします。

■事業スケジュール■



4. 募集する事業プラン

◆事業プランは、以下の①・②をテーマに募集いたします。

① 文化ツーリズム関連事業

「肥前やきもの圏」の文化、歴史、食、自然の体感事業、またはこれらの要素を複合的に組み合わせ、交流人口の拡大や消費者又は旅行市場における「肥前やきもの圏」の興味関心、認知度の向上に資する事業

② 「肥前やきもの圏」ブランド商品開発事業

「肥前やきもの圏」のストーリーを活用した器のほか、雑貨、日用品、装飾品、美容・ファッション用品など、「肥前やきもの圏」のブランド形成となるものづくりを行う事業

◆募集件数 3～4件

5. 事業費の交付について

協議会が実施する事業プランの審査を通過した事業者・団体等は、上記で規定する協議会との共催事業に対し、予算の範囲内において、事業費の一部を交付いたします。

事業実施に必要な対象経費は、別添1に定めるものとします。（※いずれの額も消費税額及び地方消費税額を含みます。）

1件あたりの事業において交付する事業費の額は、必要対象経費の2/3以内（上限150万円）とします。

6. 応募条件について

事業プランに本気で取り組むという熱意のある方は、圏域内外を問わず、また、企業、団体、個人など組織の法的な形態も問わないものとしますが、以下の条件を全て満たす方に限ります。

- (1) 企業、事業者の場合は、主たる事業所等または本店等が日本国内に実在すること。
- (2) 協議会の事業目的に賛同する者であること。
- (3) 過去、同様の事業を実施した実績を有していること、または、事業の目的達成のために必要な企画立案・製作（制作）に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (4) 協議会側からの緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (7) 国及び地方自治体の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (8) 税の滞納がないこと。
- (9) 応募日の 6 か月前から応募日までの間、金融機関において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (10) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ. 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ. 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供したり、便宜を供与する等直接的に、あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力したり、関与している者
 - カ. 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7. 審査・採択について

応募書類の書面審査を経て、事業実施者（採択者）を決定いたします。

事業プランの審査にあたっては、評価基準（別添 2）を基に、選考を行います。

また、評価の際は、「広域性（地域連携）」「新規性」「継続性」について重点的に審査を行います。

◆選考スケジュール

◎事業プランの公募【9/9（水）～9/25（金）】



◎応募プランの審査【9 月下旬】



◎審査結果の通知【10 月上旬】

◆審査結果の通知について

令和 2 年 10 月中旬に「肥前やきもの圏」公式 WEB サイトにおいて、事業実施者（採

択者)の公表をいたします。また、審査結果は、応募いただいた全ての方に対して、文書でお知らせいたします。

※審査の結果、事業費について申請額と決定額が異なる場合があります。

※応募者多数の場合は、交付金 50 万円以上の事業プランについては、プレゼンテーション、またはヒアリング等を行う場合があります。

プレゼンテーション実施の場合、参加できない場合は、選考の対象になりませんので、日程を確保ください。

※審査の経過・結果に関するお問い合わせには、一切応じないものとします。

8. 事業プラン実施条件について

上記 7 の規定により、採択された事業者・団体等についてのみ以下の条件により、ご応募の事業プランを実施（共催）します。

- (1) 事業実施者を「主催者」とし、協議会を「共催者」とします。
- (2) 事業タイトルには「肥前やきもの圏」を付し、広告物等には協議会が提供するロゴ及び「日本遺産」のロゴ、文言を記載することとします。
- (3) 採択後、事業内容に関する協議会事務局との協議に参加いただき、プランの磨き上げを行っていただきます。
- (4) 事業完了の基準は、サービス等の提供、商品等の販売またはイベント等を実施し、対象経費の支払いが完了していることとします。
- (5) 実施の際は、法令等その他を遵守し、安全等に配慮し実施します。
- (6) 事前に取り決めのない事項については、協議会との協議により決定し、実施します。
- (7) 実施の際は、協議会と事前調整を行い、アンケート調査等にて、必ず効果検証を行うこととします。
- (8) 実施に必要な各機関、団体、個人との調整、届け出、各種保険への加入等については、事業実施者が行うこととします。
- (9) 実施にあたって発生した著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含みます。）は、協議会に帰属します。ただし、事業実施者が協議会の権利を侵害しない範囲で活用する場合については、事業終了後も含め活用可能とします。
- (10) 採択の通知後、事業費の交付にかかる必要な手続きを以下の通り行います。
 - ア. 事業実施者は、規定の期日までに「交付申請書」を協議会へ提出すること。
 - イ. 上記アの「交付申請書」を受理してから事業費交付の決定をするまでに、約 10 日の期間を要します。
 - ウ. 協議会は、「交付申請書」を受理したときはこれを審査し、適当と認めたときは事業費の交付を決定し、事業実施者に通知するものとします。

- (11) 事業プランの実施にあたっては、緊急時対応マニュアルを作成し、協議会へ事前に提出することとします。
- (12) 採択された事業プランを中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ協議会に「中止（廃止）承認申請書」を提出し、その承認を受けることとします。
- (13) 採択された事業プランに以下の変更が生じる場合は、協議会へ「変更申請書」を提出し、その承認を受けることとします。
- * 事業費の金額に変更が生じる場合
 - * 必要対象経費に変更が生じる場合(各経費区分間の 50 パーセント以内の変更を除く)
 - * 実施時期等に大きな変更が生じる場合
- (14) 事業終了後は、10 日以内に以下の①～③の書類を協議会へ提出し、完了検査確認を受けることとします。
- ①事業実施実績報告書（写真画像記録も添付）
 - ②事業実施収支報告書（領収書等の証拠書類も添付）
 - ③アンケート票、制作物（チラシ・ポスターなど）等関連資料
- (15) 完了検査を通過した後、「交付金請求書」を提出いただき、協議会での承認後、事業費の交付となります。
- (16) 事業終了後も、協議会が求める場合は、事業の収支状況について協議会へ提出する義務が生じます。
- (17) 事業にかかる経理等の事務書類、実績報告書等は、事業実施年度終了後、5 年間は保存することとします。

9. その他留意事項

- (1) 交付金の支払いについては、通常は実績報告の提出を受け、交付金額の確定後の完了払いとします。
- (2) 事業の進捗状況確認のため、協議会が実地検査に入ることがあります。
- (3) 以下の場合は、事業プランの採択を取り消すことがあります。ただし、本人の責に帰すべき事由にない場合はこの限りではありません。
- * 事業の遂行が当初の計画通りに行われていない場合
 - * この本要領、要綱等、法令に違反した場合
 - * 不正な申請をした場合
- (4) 事業プラン応募書類により協議会が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用いたしません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）
- * 事業における事業実施者の審査・選考・事業管理への利用
 - * 採択後の事務連絡、資料送付、効果分析への利用
 - * 応募情報を集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成への利用

(5)「肥前やきもの圏」とは、日本遺産として文化庁に認定された「日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」の構成文化財、当該文化財の所在市町（佐賀県唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町、長崎県佐世保市、平戸市、波佐見町）及び当該市町が有する地域資源のことを指します。

なお、「肥前やきもの圏」という標記について、協議会の「日本遺産」圏域として文化庁に認定されている正式名称は「肥前窯業圏」ですが、“窯業”が一般的には難しい単語であることから、PR や事業に使用する際は、「肥前やきもの圏」の名称を使用します。

【「肥前やきもの圏」の詳細情報】

●公式 Facebook

<https://www.facebook.com/hizenyakimono/>

●公式 WEB サイト

<https://hizen400.jp/>



10. 事業に関するお問い合わせ

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

「肥前窯業圏」活性化推進協議会事務局（佐賀県文化課内）

TEL：0952-25-7236 FAX：0952-25-7179

Mail：culture_art@pref.saga.lg.jp

別添 1／必要対象経費

1. 定義

定義は以下の通りとします。

- ・「必要対象経費」とは、事業実施のために必要な経費のことです。
- ・「経費区分」とは、必要対象経費の内訳となる経費で、企画開発費、製作費、人件費、備品購入費、賃借料、広告宣伝費とします。
- ・原則として、応募者が所有する不動産、備品等を使用する場合は、対象としません。

2. 適合条件

必要対象経費は、以下（１）～（３）の条件に適合する経費で、かつ、「3. 必要対象経費一覧」に掲げる経費とします。

- （１）事業を実施するための必要最小限の経費
- （２）事業期間中に契約、購入、実施及び支払が完了した経費
- （３）内容（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、事業プラン実施に関するものとして明確に区分できる経費

別添 1 / 必要対象経費

3. 必要対象経費一覧

経費区分	内容
企画開発費	対象事業の遂行に必要な企画開発（企画の立案、デザイン、試作品の作成・実験、市場調査、専門家派遣等）に関する経費 <留意点> （１）事業プランを実施するにあたり、新たに発生したものであり、すでに存在するものを転用する場合は、対象となりません。 （２）市場調査の場合、調査結果をまとめた成果物（報告書等）を必要とします。 <対象外の例> （１）別途自主事業で製作する POP を一部転用して本事業で製作する場合の全体のデザイン料 ※ただし、この場合のデザイン修正費は対象となります。 （２）調査の実施に伴う記念品代、謝礼等
製作費	対象事業の遂行に必要な造作物（販売品・見本品・試供品等）の製作に関する経費 <留意点> （１）事業プラン実施のために、新たに製作する見本品・試供品、ツールズム造成に係る経費を対象とします。 <対象外の例> （１）事業終了後に販売や転売可能なもの
人件費	対象事業の遂行に必要な人員の確保に関する経費 <留意点> （１）事業プラン実施のために新たに採用する者のみを対象とします。 （２）新たに採用した者は、事業プラン実施の目的以外に従事させることはできません。 （３）１人あたり日額 8,000 円（パート、アルバイトに限る）を上限とします。 <対象外の例> （１）事業実施前から採用していた従業員、アルバイト等の人件費 ※ただし、本事業従事分のみを区分できる場合は対象とします。 （２）雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費

経費区分	内容
備品購入費	事業の遂行に必要な備品（店内掲示板等）の購入に関する経費 <留意点> （１）事業プラン実施のために新たに購入するもののみを対象とします。 （２）新たに購入した備品は、事業プラン実施以外には使用してはいけません。 <対象外の例> （１） 車両及び不動産等の購入費 （２） 金券等の購入費
賃借料	事業プランの遂行に必要な不動産（事務所、店舗、駐車場等）の賃借、車両及び備品等のリース・レンタルに関する経費 <留意点> （１）事業プラン実施のために新たに賃借する場合のみを対象とします。 （２）原則、事業の遂行の際のみに使用する物件とします。ただし、事業活用部分を明確に区分できる場合は、当該部分のみを対象とします。 <対象外の例> （１）採択決定日より前に契約を行った不動産、備品等の賃借料 （２）不動産の賃貸契約にかかる敷金・礼金・保証金等 （３）火災保険料、地震保険料
広告宣伝費	事業プランの遂行に必要な広報（メディア広告、パンフレット印刷、イベント開催、ホームページ作成、展示会出展等）に関する経費 <留意点> （１）事業プラン実施のために新たに広報するもののみを対象とします。 （２）制作に関するデザイン料、投函等に関する配送委託費を対象とします。 （３）展示会出展の場合、出展料、展示品等の運搬費、展示ブースの工事負担金等を対象とします。また、展示会開催日や出展料等の支払日が事業期間内であるものを対象とします。 <対象外の例> （１）広告効果のない協賛金

4. その他必要対象外となる経費

主な対象外経費は、以下（１）～（６）の通りとします。なお、その他内容によっては対象外となるものもあります。

- （１）採択前に発生した経費
- （２）事業終了後の事業実施報告時に振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
- （３）茶菓、飲食、娯楽、接待の費用

※ただし、ワークショップ等応募時の事業計画にある場合の茶菓費用を除く。

- （４）他の自主事業と事業プランの実施とに明確に区分できない経費
- （５）一般的な市場価格に対して著しく高額な経費
- （６）協議会共催事業の用途として、社会通念上不適切な経費

別添2／評価基準

項 目		基 準	配 点
事業目的への適合性に対する評価	企画分野・訴求性	・日本遺産「肥前やきもの圏」というテーマとの関連性が深い内容か ・「肥前やきもの圏」の魅力発信、地域活性化につながる内容か	15
企画内容に対する評価	地域連携（広域性）	「肥前やきもの圏」内の複数地域を取り上げた内容か	15
	新規性	今回新たに企画された内容か	15
	継続性	・単発事業ではなく、継続実施可能な内容か ・収益性が見込める事業内容となっているか	15
実施実現性に対する評価	実施体制	実現可能な実施体制となっているか	10
	実施計画	スケジュール、予算計画等実現可能な内容となっているか	10
費用対効果	実施効果	実施することによる費用対効果が期待できるか	10
	経費	経費は妥当か	10

※実施要項及び実施要領を満たした事業について応募いただけますが、上記「評価基準」に沿った内容の場合、高い評価が見込めます。